

武豊町自動販売機設置に関する制限付一般競争入札取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武豊町自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱第2条第2項の規定に基づき、同条第1項の制限付一般競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格要件)

第2条 入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 入札の公告の日に武豊町入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されている者であること。ただし、町内業者（個人事業者を含む。）については、この限りでない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 入札の公告の日から落札決定までの期間において、武豊町指名停止等取扱要領に基づく指名停止又は指名見合せを受けていない者であること。
- (4) 入札の公告の日から落札決定までの期間において、「武豊町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月14日付け武豊町・武豊町教育委員会 愛知県半田警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (7) 国税、県税及び町（市、村）税を滞納していないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか町長が必要と認める要件を満たしている者であること。

2 前項に定める入札参加に必要な要件等は、物品調達調査会において審議し、入札の公告日までに決定するものとする。

3 第1項各号に掲げる資格要件の判定は、入札日現在の状況による。ただし、入札日から落札決定日までの期間に当該各号のいずれかの資格要件を満たさなくなったときは、入札参加資格を有していない者とみなす。

(入札の公告)

第3条 町長は、入札に付そうとするときは、武豊町財務規則（昭和61年規則第11号。以下「財務規則」という。）第162条の規定により、入札の公告をするものとする。

2 前項の規定による公告は、財務規則第163条に定めるもののほか次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札参加申込みの受付の期間及び場所
- (2) 仕様書の閲覧の期間及び場所
- (3) 仕様書の配布の期間、場所及び方法
- (4) 仕様書に対する質問に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか必要と認める事項

3 第1項の規定による公告の写しについては、所管課において閲覧に供するとともに、公告の

内容を町のホームページに掲載するものとする。

（入札参加申込）

第4条 入札に参加しようとする者は、入札公告にて示した期間に制限付一般競争入札参加申込書（貸付け契約用）（様式第1号）を入札公告にて示した場所に提出しなければならない。

（仕様書の縦覧等）

第5条 入札に係る仕様書の縦覧及び配付は、入札公告で定めるところにより行うものとする。

2 町長は、入札に係る仕様書に対する質問書（様式第2号）の提出があった場合には、その質問に対する回答書（様式第3号）により回答する。

（入札の基本的事項）

第6条 入札に係る仕様書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が当該仕様書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、当該誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の減額を請求することができない。

2 入札は、総価により行うものとする。

3 入札参加者は、町から指示された仕様書その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、他の事業者その他第三者に対して、自己が当該入札に参加することをみだりに表明してはならない。

3 入札参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該入札への参加の有無を問い合わせてはならない。

（入札の執行）

第8条 入札参加者は、入札書（貸付け契約用）（様式第4号）に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札公告にて示した日時及び場所において、町職員の指示により提出しなければならない。

2 入札書に使用する印鑑は、契約の締結、代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。

3 郵便による入札は認めない。

4 入札参加者の記名押印された入札書を持参した者（代理人）が入札を行う場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

（入札の辞退）

第9条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出るものとする。

（1）入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第5号）を持参又は郵送（入札日の前日まで）に到達するものに限る。）により契約担当課に提出して行う。

（2）入札執行中にあつては、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換え等の禁止）

第10条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止)

第11条 開札前において、入札者が1者だけのとき又は、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

(開札)

第12条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札参加者を立ち会わせて行う。

この場合において、最低貸付料以上で最も入札価格の高い者（以下「落札候補者」という。）から順に1者以上の入札参加者の商号又は名称及び入札書記載金額を読み上げ、その順に資格審査を行い、後日落札の決定をする旨を宣言し、落札を保留する。ただし、第16条第3項の規定により、入札前に落札候補者について入札参加資格を満たしていることが確認できている場合には、入札の執行後、速やかに落札者の決定をするものとする。

2 前項の場合において、落札候補者とすべき入札のないときは、第14条の規定による再度入札等を行うものとする。

3 前2項の場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない町職員を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

第13条 財務規則第164条及び武豊町建設工事等関係入札者心得書（以下「入札者心得書」という。）第14条に規定するもののほか、談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札は、無効とする。

(再度入札等)

第14条 開札をした場合において、落札候補者とすべき入札がないときは、入札者心得書第16条に規定する再度の入札を行うものとする。

2 前項に規定する再度入札の結果、なお、落札候補者とすべき入札がないときは、入札者心得書第16条の2に規定する再々度の入札を行うものとする。

(くじによる落札者の決定)

第15条 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない町職員がくじを引くものとする。

(資格確認書類の提出)

第16条 落札候補者は、あらかじめ定められた期間内に制限付一般競争入札参加資格確認申請書（貸付け契約用）（様式第6号）、誓約書（様式第7号）その他入札公告にて示された書類（以下「資格確認書類」という。）を提出しなければならない。

2 落札候補者が前項に規定する期間内に資格確認書類を提出しないときは、当該落札候補者がした入札は、無効とする。

3 町長が必要があると認めるときは、入札参加者に対して入札参加申込時に資格確認書類を提出させることができる。この場合においては、入札前に資格確認を行うものとする。

(入札参加資格の確認)

第17条 入札参加資格の確認は、入札執行の順に行うものとする。

2 入札参加資格の確認は、第12条の規定による落札候補者又は第15条の規定によるくじ引

きにより第1順位とされた落札候補者に対して行うものとする。この場合において、当該落札候補者について入札参加資格を有していないと認めた場合は、次の順位の者についてその確認を行い、その資格を有する者が確認できるまで行うものとする。

- 3 前項に規定する確認は、原則として入札を執行した日から起算して4日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日）以内までに入札書及び資格確認書類により行うものとする。
（資格の確認の調査等）

第18条 前条第2項に規定する確認を行うにあたり、適正を期するため特に必要があると認めたときは、落札候補者（同項の規定により入札参加者の確認の対象となる者をいう。以下同じ。）に対して調査を行うことができる。この場合において、当該落札候補者は、これに応じなければならない。

- 2 前項の場合において、落札候補者が正当な理由がないにもかかわらず、調査に応じないときは、当該落札候補者を落札者とせず、入札の参加を停止し、又は制限することができる。
（落札者の決定等）

第19条 落札者の決定の順序は、入札執行の順序により行うものとする。

- 2 第17条に規定する資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると認めたときは、その者を落札者と決定し、落札決定した旨を通知するものとする。

- 3 前項の場合において、落札候補者が落札者とならない場合は、次の順位の落札候補者について第2項の規定を準用する。

- 4 第17条に規定する資格確認の結果、落札候補者について入札参加資格を有していないと認めたときは、当該落札候補者に対し、制限付一般競争入札参加資格確認結果通知書（貸付け契約用）（様式第8号）により通知するものとする。

- 5 第21条第2項による入札結果（落札者の商号又は名称及び落札金額）の町のホームページへの掲載は、入札結果を入札参加者に通知したものとみなす。

（入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第20条 制限付一般競争入札参加資格確認結果通知書を受理した者で、当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、通知日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に町長に対して、当該要件を満たさないと認めた理由について、書面を持参して説明を求めることができる。

- 2 前項による説明を求められたときは、当該説明を求める書面を受理した日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

（入札結果等の公表）

第21条 落札者を決定したときは、速やかに入札執行調書（貸付け契約用）（様式第9号）を閲覧により公表するものとする。

- 2 公表場所は、所管課及び町のホームページとする。

（落札者の決定の取消し）

第22条 契約を締結する前に、落札者が武豊町物品製造等指名停止取扱要領に定める措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は武豊町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に定める排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、落札者の決定を取り消すことができる。この場合において、町は一切の損害賠償の責を負わない。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けの一般競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。